第2回事業系ごみ専門部会 審議資料1

海環審第 号

令和5年7月 日

海老名市長

内 野 優 殿

海老名市環境審議会 会長 氏家康太

事業系一般廃棄物処理手数料の見直しについて (答申)

令和5年5月23日付け海環発第17-3号をもって諮問のありました標記の件について、令和5年7月27日開催の海老名市環境審議会において審議した結果を以下のとおり答申します。

答申内容 諮問1件(内容は別紙のとおり)

【諮問内容】

事業系一般廃棄物処理手数料の見直しについて(うち、収集運搬手数料部分のみ)

【総括】(詳細は次ページ以降参照)

項目	専門部会における判断			
手数料算出	「収集運搬経費」÷「ごみ処理量」とする原価計算方式に基			
	づき手数料算出することは適切である。			
改定時期	最低半年程度の周知期間は必要である。			
激変緩和措置	収集運搬手数料について激変緩和措置は必須とは言えない。			
定期見直し	5年に1回の周期で見直しの検討をすることが適切である。			

事務局案については適正と判断するが、廃棄物の収集運搬に当たっては、定額制などの収集方法や夜間収集などの料金の割増など手数料に係る様々な要素が存在するため、その点について今後配慮願いたい。

【手数料算出について】

1 当時の基礎単価算出方法

これまでの基礎単価算出は、次の家庭系可燃ごみに係る数値を用いている。

「収集運搬経費(車両購入等経費除く)」÷「ごみ処理量」

※家庭系可燃ごみ収集運搬経費

「人件費」、「収集運搬に係る歳出」及び「車両に係る減価償却」から算出

直近の改正は平成12年度。平成6年度~平成10年度の過去5か年平均から 1 7円/kgと設定した。



この考え方は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第12項の解釈である「原価計算方式」により算出するという考えにも合致する。

2 基礎単価算出方法の修正

今回も同様の算出方法をベースとするものの、次の点について修正を行い、 基礎単価算出を行う。

〇車両購入等経費を収集運搬経費に含む。

ごみ収集に当たっては車両の存在は欠かせないものであるため

〇有料化・戸別収集事業に要した経費を収集運搬経費から差し引く。

事業系ごみ収集が、有料化導入前の集積所収集類似の方法であることが

当時の原価算出を用いる主な理由となっていたため

3 基礎単価の試算

上記前提より、平成29年度~令和3年度の5か年平均で基礎単価を算出する。

	①収集運搬経費 (②・③除く。) (円))	②車両購入等経費(円)	③有料化·戸別収集事業経費(円)	収集運搬経費 合計 (①+②)(円)	処 理 量 (kg)	単価 (円/kg)
H29	425,639,214	17,928,000	0	443,567,214	20,025,000	<u>22.15</u>
H30	438,694,993	0	0	438,694,993	19,660,000	22.31
R1	458,079,073	5,889,024	163,076,939	463,968,097	18,472,000	<u>25.12</u>
R2	462,406,474	1,850,640	215,559,000	464,257,114	17,289,000	26.85
R3	411,440,660	11,127,600	202,705,265	422,568,260	17,084,000	24.73



過去5年の単価平均は約「24.23円」となり、

基礎単価は 24円 が適正と考える。

なお、廃棄物の収集運搬に当たっては、定額制などの収集方法が採用されることや夜間収集などの料金の割増など手数料に係る様々な要素が存在するため、その点について今後配慮願いたい。

【手数料改定時期について】

手数料改定時期については、次の内容を加味する必要があると考える。

〇早期の状況改善

約20年間据え置きの状態であり、その中で人件費・原材料費等の高騰は 現在も続いていることから、早期に状況改善を図る必要があること

〇収集運搬業者及び排出事業者の準備期間

上限額の引き上げであるため、必ずしも金額が変更となるかはわからない要素はあるものの、収集運搬業者及び排出事業者においても、準備期間として一定の周知期間が必要となること



最低半年程度の周知期間は必要であると考える。

【激変緩和措置の必要性について】

上限額引き上げにより、排出事業者への影響も考慮した段階的な金額引き上げの必要性について、次の内容を加味する必要があると考える。

〇早期の状況改善

人件費・原材料費等の高騰の負担が生じている収集運搬業者への早急な対 応の必要性があること

〇収集運搬業者及び排出事業者の準備期間

条例による上限額引き上げはあるものの、契約金額が引き上げとなるか否かは、収集運搬業者と排出事業者との契約に委ねられており、双方での調整により、激変緩和対応が行われる余地が一定程度存在する内容であること



激変緩和措置が必須とは言えないと考える。

【定期的な見直しについて】

今回のような、約20年間据え置きの状態が発生しないためにも、定期的な見 直しについて整理する必要があると考える。

基 礎 単 価 算 出 を 過 去 5 か 年 平 均 か ら 行 っ て い る こ と



5年に1回の周期で見直しの検討を行うことが適正と考える。

高座清掃施設組合の手数料引き上げについて

高座清掃施設組合では、平成22年以降、10年以上にわたりごみ処理単価の改正が行われておらず、高座クリーンセンターの建設や消費税率の引き上げ等、ごみ処理に伴う財政負担が増加していた。

そのため、現行の手数料と廃棄物処理に係る費用との差額を解消し、受益者負担の 適正化を図るため、高座清掃施設組合では令和5年6月30日の高座議会において次 のとおり手数料の改正を行った。

<手数料の改正スケジュール>

令和6年4月の改正より段階的に手数料の改正を行う。



<継続した見直し>

行政サービスに係る原価は、コスト削減の取組、ごみ処理量の推移、物価変動、税制改正などの動向により変動する。そのため、受益と負担の適正化の観点から、継続的な見直しが必要であり、今後も<u>おおむね5年ごと</u>に検証を行う。

環境審議会報告

事業系ごみ減量化取組み報告

はじめに

【事業系ごみ減量化審議に至った経緯】

ごみの減量化・資源化の課題が顕在化

平成26年度以降、ごみ量が横ばい又は増加傾向に転じ、更なるごみの減量化・資源化が喫緊の課題となる。

焼却施設や周辺住民への負担

一般廃棄物処理基本計画の目標値と乖離が生じている状況であり、高座クリーンセンターやその周辺住民へ与える負担を軽減させるため、ごみの減量化・資源化を行う必要がある。

家庭系ごみと共に、事業系ごみについても減量化策について諮問

※詳細は、別紙答申及び基本方針をご覧ください

【事業系ごみ減量化策 審議経過】

年 月	経過
平成29年5月	「事業系ごみの減量化策(適正排出含む)について」環境審議会へ諮問
平成31年2月27日	「事業系ごみの減量化策(適正排出含む)について」環境審議会答申
平成31年3月	「海老名市事業系ごみ減量化基本方針(案)」策定
平成31年4月	基本方針(案)に対するパブリックコメントの実施
令和 元年5月21日	海老名市事業系ごみ減量化基本方針を決定

基本方針策定から約4年が経過しました。 現在の事業系ごみ減量化取組み状況について 報告します。

【基本方針の主たる内容】

- (1) 各事業所のごみ量や排出品目の割合は、事業規模や 業種・業態、景気等に大きく左右されるため、統一 した減量化策では一律の効果を上げがたい。
 - ア排出事業者個々の特性等を確認するため、きめ細やかな指導啓発への取組
 - イ 排出事業者が自主的に減量化、資源化の促進をしやすくするための市の支援
- (2) 事業系ごみ減量化策は実施準備が整ったものから速 やかに実施することとし、必要に応じて各機関と調整 の上、適切な時期を見極めるものとする。

(1) 事業系一般廃棄物処理手数料見直し(基本方針4-(3)-①)

カ 果 排出事業者にごみ減量化に対するインセンティブを与え、ごみ減量化を促進する。 ○令和5年5月に事業系一般廃棄物に係る収集運搬手数料の見直しを環境審議会へ諮問 ○令和5年6月30日に高座議会で搬入手数料の見直しの条例改







(2) 事業系ごみ適正処理パンフレット改定(基本方針4-(1)-③)

効果

排出事業者によるごみの減量化、資源化、適正排出の促進を図る。

実施状況

〇令和2年9月に「海老名市事業系ごみの適正処理のご案内」を 刷新。(P12からP28へ増量)毎年更新を実施。 また、一般廃棄物と産業廃棄物の区別が分かる一覧表「事業系 ごみ分け方・出し方」を新たに作成

〇広報や市ホームページで内容の周知を実施









(3) 多量排出事業所指導(基本方針4-(1)-①)

効 果

排出事業者のごみの適正排出、分別徹底指導により混入を減らし、ごみの減量化を図る。

〇指導計画に基づき訪問指導を実施

年度	多量排出 事業所件数	訪問指導 件数
R 2	9 2 件	3 0 件
R 3	8 7 件	9件
R 4	9 2 件	2 3 件



- 〇訪問指導時に、パンフレットを配布し、指導効率向上に努めて いる。
- 〇評価判定表により各訪問先で評価を実施。事業所ごとに傾向も 掴みつつ、優良取組事例についても広報・パンフレットに掲載

(4) 収集運搬許可業者講習会開催(基本方針4-(1)-②)

効 果

許可更新時に収集運搬業者向けの講習会を開催し、廃棄物に対する意識・知識の向上を図る。

- 〇令和3年度から新たな許可証交付時に講習会を実施。講習会参加を条件とし、法的知識等を深めてもらう。
- 〇高座清掃施設組合職員と共に講習会を実施することで、搬入時 の混入に関する指摘も実施している。





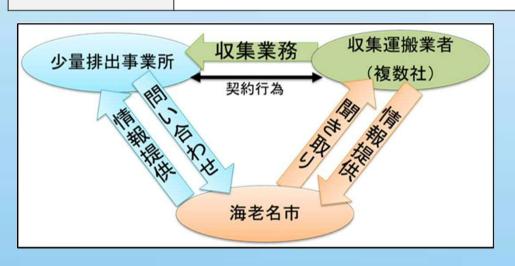
(5) 少量排出事業者への情報提供(基本方針4-(2)-③)

効 果

少量排出事業者が収集運搬業者を探す手間を支援することで、適正排出を促す。

実施状況

○一般廃棄物処理業許可業者から聞き取りを行い、受託条件 (量・品目・時間など)を一覧化して市で公表。情報提供を行 うと共に、不適正排出を確認した場合に案内として渡している。



〇 (応相談)	O (応相談)	〇 (応相談)	〇 (応相談)	〇 (応相談)
〇 (応相談)	_	o	0	〇 (応相談)
新規契約	早朝•夜間収集	土・日・祝日の収集	臨時収集	少量期以集

(6) 生ごみ処理機に関する支援制度(基本方針4-(2)-①)

効 果

飲食店等の厨芥類の減量を図るため、生ごみ処理機の利用を実感や利用促進をしてもらい、購入促進につなげる。

- ○令和4年8月から貸出制度及び電動式生ごみ処理機の補助台数 を1台⇒3台に拡充を開始。
- 〇商工会議所常議員会への情報提供や訪問指導時に制度の案内を を継続して実施









(7) 高座清掃施設組合搬入物検査(基本方針4-(3)-②)

効 果

本来搬入されてはいけない産業廃棄物(廃プラスチック、缶、びんなど)の混入検査を行い、適正処理・可燃ごみの減量を図る。

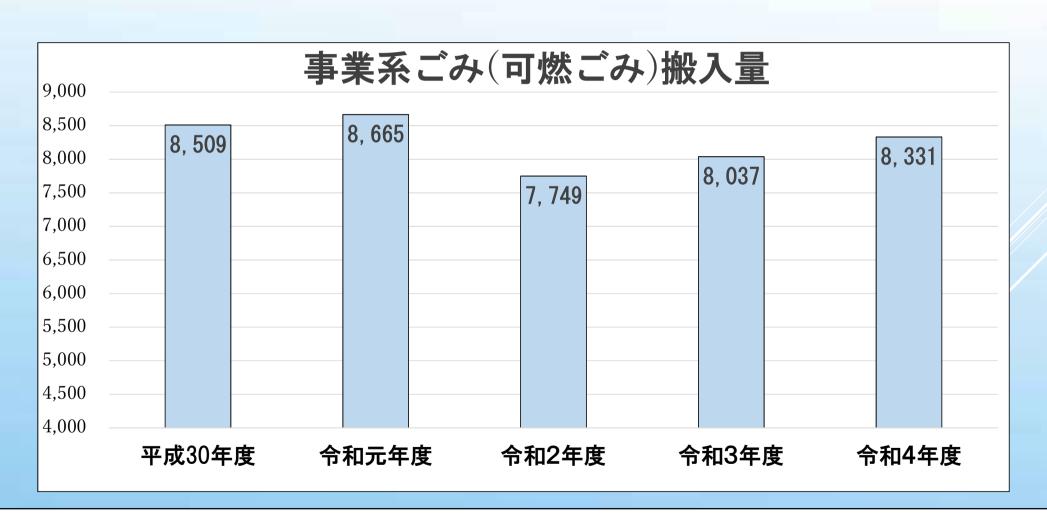
- 〇新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、高座清掃施設組合では 搬入物検査を中止(袋破袋を伴わない目視の検査は継続)
- 〇具体的な再開時期については示されていないが、新型コロナウ イルスが5類に移行したことから早期に再開をしてほしい旨を 今年度実施された会議の場で高座清掃施設組合へ伝える。







2 事業系ごみ(可燃ごみ)搬入量実績



3 総括

- O ごみ量については、新型コロナウイルス感染症が終息 方向に向かい、5類にも移行したことから事業活動と共 にごみ量も戻り始めたものと考えられる。
- O 事業系ごみ減量化施策は、統一した減量化策で一律の効果を上げることが難しく、その効果も即時に発揮するものとは限らないと考える。



引き続き、ごみ減量化施策の導入とその効果検証を繰り返しながら、効果的な施策導入に取り組んでいきます。